○農林水産省令第五十一号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）及び福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第二百三十号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び種苗法施行規則の一部を改正する省令

（農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第二条中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第五十五条第一項」を「第六十五条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第五十一条第二項第三号ハ」を「第六十一条第二項第三号ハ」に、「第二十二条第二項各号」を「第二十四条第二項各号」に改める。

第五条中「第五十五条第五項」を「第六十五条第五項」に、「第五十一条第二項第三号ハ」を「第六十一条第二項第三号ハ」に改める。

第六条中「第五十八条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。

別記様式第一号中「第55条第２項の」を「第65条第２項の」に、「第55条第２項第１号」を「第65条第２項第１号」に、「第55条第２項第２号」を「第65条第２項第２号」に、「第55条第１項」を「第65条第１項」に改める。

別記様式第二号中「第55条第３項の」を「第65条第３項の」に、「第55条第３項第１号」を「第65条第３項第１号」に、「第55条第３項第２号」を「第65条第３項第２号」に、「第55条第１項」を「第65条第１項」に改める。

（種苗法施行規則の一部改正）

第二条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号中「第五十五条第二項」を「第六十五条第二項」に改める。

第十九条第六項中「第五十五条第三項」を「第六十五条第三項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、ガス事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

ガス事業会計規則等の一部を改正する省令

（ガス事業会計規則の一部改正）

第一条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の負債の部中「法人税並びに」を「法人税及び地方法人税並びに」に改める。

別表第一の費用の部中「法人税並びに」を「法人税及び地方法人税並びに」に、

「	」を
法人税	
法人税	
地方法人税	
」	に

改める。

別表第二の費用の部中「及び法人税」を「、法人税及び地方法人税」に改める。

（一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一表(1)中「法人税及び」を「法人税及び地方法人税並びに」に改め、同表(2)中「法人税及び」を「法人税及び地方法人税並びに」に、「住民税は」を「地方法人税は地方法人税法に、住民税は」に改める。

別表第三の第四表及び様式第二の第一表中「法人税・」を「法人税・地方法人税・」に改める。

様式第二の第二表中「法人税・」を「法人税・地方法人税・」に改め、同表（営業費等項目別算定明細表）中

「	法人税			」を
	法人税			に
	地方法人税			」

改める。

様式第三の第三表及び第四表並びに様式第五の第一表、第二表補足及び第三表中「法人税・」を「法人税・地方法人税・」に改める。

（ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一表(1)中「法人税及び」を「法人税及び地方法人税並びに」に改め、同表(2)中「法人税及び」を「法人税及び地方法人税並びに」に、「住民税は」を「地方法人税は地方法人税法に、住民税は」に改める。

別表第二の第二表、様式第三及び様式第六の第二表補足中「法人税・」を「法人税・地方法人税・」に改める。

（簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第四条　簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の第一表(2)を次のように改める。

(2)　営業費以外の項目

項　目	算　定　方　法
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）	法人税及び地方法人税並びに住民税は、次の式により算定するものとする。 A．法人税＝事業報酬額×事業報酬額中の自己資本相当分比率×法人税係数 法人税係数＝$\frac{\text{法人税率}}{1-\{(\text{法人税率}+\text{法人税率}\times(\text{地方法人税率}+\text{道府県民税率}+\text{市町村民税率})\}}$ B．地方法人税＝法人税×地方法人税率 C．住民税＝法人税×（道府県民税率＋市町村民税率）

様式第一の第三表(4)中「及び法人税」を「並びに法人税及び地方法人税」に改める。

様式第一の第四表を次のように改める。

第４表

営業費以外の項目算定明細表

$$\text{事業報酬額（L）}\times\frac{\text{（法　人　税）}}{\text{事業報酬額中の自己資本}}\times\text{法人税係数（k２）}=\text{法人税（K①）}$$
$$\text{相当分比率（k１）}$$

（L）	（k１）	（k２）	（K①）
円			円